

資料編

資料1 公益通報統計資料

資料2 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会開催状況

資料3 行政対象暴力対応研修の実施状況

資料4 内部監察（定期監察・随時監察）結果概要

資料5 コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の開催状況

資料6 リーガルサポーターズ相談件数一覧表

資料7 コンプライアンス推進行動計画

※ 各資料は平成20年度分です。

公益通報統計資料

1 受付件数

709 件（うち顕名による通報 353 件）

※外部通報はすべて顕名による公益通報として集計した。

2 受付状況

区 分	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
面 会	92	—	92
電 話	120	—	120
郵 便	87	48	135
フ ァ ク シ ミ リ	35	23	58
ホームページ・メール	191	113	304
合 計	525	184	709

※内部通報窓口は、情報公開室監察部及び各所属コンプライアンス所管担当である。

3 所属別被通報件数

所 属	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
環 境 局	103	46	149
交 通 局	80	13	93
教育委員会事務局	69	16	85
総 務 局	40	6	46
建 設 局	31	14	45
ゆとりとみどり振興局	29	8	37
健 康 福 祉 局	26	7	33
水 道 局	27	2	29
契 約 管 財 局	17	2	19
情 報 公 開 室	8	10	18
そ の 他 の 局 等	74	34	108
区 役 所	60	27	87
分類できないもの	13	12	25
合 計	577	197	774

※1件の通報で複数所属に関係するものがあるため、受付件数 709 件とは一致しない。

4 勧告の概要

- ① 管理職試験実施の周知が十分になされなかった件（20.4.22）
勧告内容：必要な情報を得ることができる仕組みの整備、教育委員会による情報の周知
- ② 水道メーターの逆付けを認識しながら放置していた件（20.4.22）
勧告内容：必要な体制の構築、チェック体制の充実、類似事例の有無についての徹底的な調査、調査結果の報告
- ③ 特定団体等に区民ホールの優先予約の便宜を図っていた件（20.4.22）
勧告内容：優先取扱いを認める基準の明確化、指定管理者への指導
- ④ 不適正な勤怠事務手続きを行っていた件（20.4.22）
勧告内容：必要なサービス指導及び指導啓発、特定要因に応じた厳正かつ合理的な手続きの制定
- ⑤～⑦ 特名随意契約を締結するため分割発注を行っていた件（3件）（20.6.11）
勧告内容：実態調査の実施及び結果報告、実効性のある改善策の実施
- ⑧ 高齢者食事サービス事業に係る補助金の適正使用がなされていない件（20.6.20）
勧告内容：実施状況の検査、使用実態の調査
- ⑨～⑫ 新たな不適正資金の存在が判明した件（4件）（20.7.14）
勧告内容：不適正資金問題等についての再調査、不正費消に対する必要な措置、チェック体制の構築及び再発防止
- ⑬ 環境事業センターの施設管理及び職員のサービス規律の徹底に関する是正がなされていなかった件（再勧告）（21.2.10）
勧告内容：適正な施設管理、職員のサービス規律の確保
- ⑭ 工事の実施に際して、不適正な契約手続きを行っていた件（21.2.10）
勧告内容：再発防止のための徹底した指導及び手続きの厳正な取扱い、市契約規則の運用マニュアルの策定及び厳格な運用
- ⑮ 工事の実施に際して、不適正な契約手続きを行っていた件（再勧告）（21.3.30）
勧告内容：徹底調査の実施、損失補填、再発防止策の策定

平成 20 年度大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会開催状況

区役所名	日時	場所	参加人数	開催概要、意見等
北区	9月16日	北区役所 402・403会議室	33名	・会議の今後の進め方 ・委員紹介
	12月4日	北区役所 402・403会議室	34名	・部会の位置づけの確認(北区役所部会の実務者会議) ・委員紹介 ・関係冊子の紹介
	2月25日	北区役所 402・403会議室	30名	・実務者会議 ・事例紹介及び情報交換 ・関連ビデオ上映 ・管轄署からの対処方法についての助言
都島区	12月24日	都島区役所 第1会議室	20名	・都島警察署刑事課長から最近の動向の説明。 ・都島区総務課長より経過報告。
福島区	5月27日	福島区役所 401会議室	20名	・福島警察署刑事課長並びに警備課長から最近の動向の説明。 ・各事業所において暴力事案があれば連絡体制を密にし行政対象暴力に毅然と対処すること。
	1月27日	福島区役所 401会議室	20名	・福島警察署刑事課長から最近の暴力団の動向の説明。 ・各事業所において暴力事案があれば連絡体制を密にし行政対象暴力に毅然と対処することを再確認した。
此花区	6月19日	此花区役所 講堂B	9名	・大阪市行政対象暴力対策連絡協議会此花区役所部会の設置について区役所総務担当課長より説明 ・各事業所より行政対象暴力対応事例の発表 ・今後の進め方について
中央区	5月22日	中央区役所 601会議室	18名	・東警察署刑事課長より最近の状況説明 ・ビデオ「Navi5」上映 ・南警察署暴力犯係長より、生活保護関連事例等報告があった。 ・機関紙等の送りつけについて、質疑あり
	2月26日	中央区役所 601会議室	19名	・東警察署刑事課長より最近の現状報告 ・ビデオ「黒い契約者」上映 ・南警察署刑事課長より最近の事例について報告

港区	1月15日	港区役所 501会議室	21名	・港警察署刑事課長から最近の動向の説明
大正区	9月19日	大正区役所501 会議室	29名	・民事介入暴力対策啓発ビデオ「シャットアウト行政対象暴力」上映 ・大正警察署刑事課長・暴力犯担当係長から、「最近の暴力団情勢」及び「行政対象暴力に対する対応要領」について説明あり。 ・大正警察署より資料「民事介入暴力追放の手引き(公務員編)」を配布し周知を行った。
天王寺区	2月19日	天王寺区役所 3階講堂	20名	・「行政対象暴力の現状と対策について」天王寺警察署刑事課長から説明。 ・啓発ビデオ「不当要求の対応」視聴後「行政対象暴力の現状と対策」のパンフレットにより説明。 ・暴力犯係長より区内の暴力団の状況について報告。
浪速区	8月5日	浪速区役所 701・702号室	22名	・区長あいさつ ・委員紹介 ・浪速警察署暴力犯係長よりの事例などについて報告があった。 ・『暴力団等対策排除ビデオ「Navi5」』のビデオを上映した。
淀川区	3月10日	淀川区役所 504会議室	22名	・不当要求行為に対する対応及び暴力団排除に向けた公施設使用制限について説明。 ・淀川警察署刑事課長による暴力団関係の現状について報告。
西淀川区	2月20日	西淀川区役所 第3・4会議室	14名	・西淀川警察刑事課長から「西淀川区内の暴力団の現状について」説明。 ・ビデオ上映
東淀川区	4月25日	東淀川区役所 第5会議室	16名	・20年度体制の確定 ・東淀川警察署長から最近の動向の説明
	2月27日	東淀川区役所 401会議室	21名	・東淀川警察刑事課長から最近の動向の説明
東成区	7月10日	東成区役所 301 会議室	14名	・部会の目的、構成員の確認 ・部会長挨拶 ・刑事課長挨拶 ・メンバー自己紹介 ・暴力犯係長より「最近における暴力団等の動向について」説明 ・意見交換 ⇒早め早めに相談して欲しい(電話でも可)

生野区	2月6日	生野区役所 502会議室	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・生野警察署副署長から最近の動向の説明 ・水道職員を騙った詐欺事件について、注意していただくよう報告があった
旭区	7月18日	旭区役所 第1会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会旭区役所部会」の要綱について説明 ・行政対象暴力の現状と対策について報告
	2月20日	旭区役所 第1会議室	22名	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力の現状と対策について報告 ・DVD「暴力追放 シュミレーション～恐怖の支配を断ち切るために～」の放映
城東区	11月11日	城東区役所3階 第2会議室	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ鑑賞のあと城東警察署刑事課暴力犯係長から最近の状況を説明。 ・消防署における消防活動に対する事例の報告があった。 ・各所属からの質問に対して、警備課警備係長から説明あり。
鶴見区	2月17日	鶴見区役所 403会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴見警察署 暴力犯係長から最近の動向の説明 ・啓発ビデオ「シャットアウト」の視聴 ・質疑応答
阿倍野区	10月28日	阿倍野区役所 第1・2会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・経過説明(要綱) ・事例紹介(民事介入暴力対策啓発ビデオの上映)
住之江区	5月13日	建設局南部下水道 管理事務所	30名	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉警察署刑事課長より、現状の説明 ・行政として守って欲しいこと、並びに浪速区・住吉区等での恐喝・暴力事件の概要について報告があった。
	12月25日	港湾局第5会議室	32名	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江警察署刑事課長から現状の説明。 ・警察と行政機関との連携を密にしていきたい旨のご報告
住吉区	9月11日	住吉区役所 第5会議室	16名	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉警察署刑事課長より、行政対象暴力の現状の説明 ・暴力に対する心構え及び対処方法についてビデオ「暴力追放シュミレーション」 ・情報交換、質疑応答
平野区	11月27日	平野区役所 304会議室	25名	<ul style="list-style-type: none"> ・平野警察署刑事課長からビデオを交えて最近の動向の説明。 ・窓口における具体的な対応方法についての質問があった。

西成区	5月26日	西成区役所 4-8会議室	21名	①新委員の紹介 ②西成区内の状況(暴力団による不法・不当要求事案)等について西成警察署刑事課長代理から説明を受けた。
-----	-------	-----------------	-----	---

平成20年度大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会開催状況

回次	日時	開催議題
第3回	6月5日	入札等除外措置について
第4回	8月25日	入札等除外措置の解除について
第5回	10月6日	入札等除外措置について
第6回	11月11日	入札等除外措置について
第7回	1月26日	入札等除外措置について
第8回	3月11日	入札等除外措置について

※ 回次については、契約部会からの発足からの通算回次である。

資料3

平成20年度行政対象暴力対応研修実施状況一覧表

日時	対象所属	対象者	参加人数
4月22日 13:30~16:00	交通局	市バス関係職員	56
4月24日 13:30~16:00	〃	〃	56
5月13日 13:30~16:00	〃	〃	88
5月15日 13:30~16:00	〃	〃	70
5月20日 13:30~16:00	〃	鉄道技術本部職員	67
5月22日 13:30~16:00	〃	〃	60
5月27日 13:30~16:00	〃	〃	57
5月29日 13:30~16:00	〃	〃	60
6月18日 14:00~17:15	ゆとりとみどり振興局	ゆとりとみどり振興局職員	60
6月20日 14:00~17:15	〃	〃	56
6月24日 14:00~17:15	〃	〃	61
6月26日 14:00~17:15	〃	〃	64
8月28日 14:00~17:15	健康福祉局(各区生活保護担当)	各区生活保護担当職員	68
9月2日 14:00~17:15	財政局税務部・市税事務所	税務職員(主に徴収事務担当)	55
9月4日 14:00~17:15	〃	〃	62
9月9日 14:00~17:15	〃	〃	60
9月11日 14:00~17:15	水道局	営業所窓口及び料金未納整理担当並びに水道工事センター職員	68

日時	対象所属	対象者	参加人数
9月18日 14:00~17:15	水道局	営業所窓口及び料金未納整理担当並びに水道工事センター職員	63
9月25日 14:00~17:15	〃	〃	55
9月30日 14:00~17:15	〃	〃	62
10月7日 14:00~17:15	財政局税務部・市税事務所	税務職員(主に徴収事務担当)	56
10月9日 14:00~17:15	〃	〃	79
10月14日 14:00~17:15	〃	〃	63
1月27日 14:00~17:30	東住吉区役所	東住吉区職員	78
2月3日 14:00~17:30	〃	〃	71

合計 25回 1,595名

平成 20 年度定期監察（共通課題監察）の改善措置等について（概要版）

1 監察対象

平成 14 年度から平成 18 年度に本市が行った委託事業のうち

- ・本市監理団体、報告団体及び事業関連団体（以下「外郭団体等」という）への委託を行っているもの
- ・所属内に事務局をおいている団体への委託を行っているものであり、かつ、本市職員が当該団体の会計事務を実質的に執行しているもの（以下「任意団体」という）。

2 調査結果

(1) 調査総数

・外郭団体等への委託	8,516 件	558,053,426,403 円
・任意団体への委託	3,593 件	8,354,987,790 円

(2) 結果

- ・外郭団体等：概ね適正と判断
- ・任意団体：「3 返還にかかる判断基準」、「4 判断基準に基づく返還金額」及び「5 返還の考え方について」のとおり

3 返還にかかる判断基準について

(1) 会計処理に関する判断基準について

- ・本市職員が委託費の残金等を団体会計以外で管理しているもので、正当な手続きを経ずに支出している場合は、団体の簿外に移した金額を団体に対して返還させた上で、本市に対して自主的に返還するよう、団体に対して促す。
- ・前金払による契約で委託費の残金が団体に生じている場合は、契約上返還の必要がないが、当該残金を、自主的に返還するよう、本市から団体に対して促す。
- ・なお、団体が委託費を全く執行していない年度については、当該年度に係る委託費について本市から団体に対して返還を求める。

(2) 委託目的との合目的性の判断基準について

- ・合目的性の判断については、契約内容を踏まえ、明らかに委託目的の支出とは認めがたいものについて、当該支出金額の返還を団体に対して求める。

(3) 利息相当額について

- ・委託費を全く執行していないものについては、利息相当額（2％）を徴収

4 判断基準に基づく返還金額

返還等を行うものと認定した金額		21 件	52,116,100 円
	今回の調査において判明したもの	10 件	3,206,931 円
	会計処理に関するもの	7 件	2,634,811 円
	目的外支出に関するもの	4 件 (うち1件再掲)	572,120 円
職員が管理する委託料等に係るもの		11 件	48,909,169 円
	会計処理に関するもの	11 件	48,675,851 円
	目的外支出に関するもの	3 件 (再掲)	233,318 円

*私的費消事案に係る返還額（6,382,648 円）は含まれていない。

(1) 今回の調査で判明した返還を要するものについて

①職員が団体の承認を得ずに別途管理していたもの…2,215,961 円

返還対象：別途管理していた金額全額

- ・浪速区人権啓発推進事業（委託元：浪速区）
- ・浪速区生涯学習推進事業（委託元：浪速区）
- ・浪速区青少年育成推進事業（委託元：浪速区）
- ・浪速区学校体育施設開放事業（委託元：浪速区）
- ・東淀川区企画調整事業（委託元：東淀川区）

②前金払でゼロ精算を行い団体に残金が生じているもの…418,850 円

返還対象：当該委託料残金及び未支出年度がある委託料相当額

- ・浪速区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・西淀川区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・西淀川区エイズに関する普及啓発委託事業（委託元：健康福祉局）

③委託目的の支出とは認め難いもの…572,120 円

返還対象：当該支出金額

- ・此花区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・淀川区統計調査員確保対策研修事業（委託元：計画調整局）

- ・西区老人保健推進事業（委託元：健康福祉局）
- ・浪速区人権啓発推進事業（委託元：浪速区）

(2) 不適正資金問題調査報告書に基づく「職員が管理する委託料等」について

① 職員が団体の承認を得ずに別途管理していたもの…15,333,134 円

返還対象：別途管理していた金額全額

- ・淀川区区民企画担当関係事業（委託元：市民局等）
- ・東淀川区人権啓発推進事業（委託元：東淀川区）
- ・生涯学習フェスティバル推進事業、はぐくみネット事業
(委託元：教育委員会事務局)

② 前金払でゼロ精算を行い団体に残金が生じているもの… 33,342,717 円

返還対象：当該委託料残金及び未支出年度がある委託料相当額

- ・天王寺区地域防災振興事業（委託元：天王寺区）
- ・東淀川区花と緑のまちづくり推進事業（委託元：東淀川区）
- ・大阪市人権啓発推進協議会委託事業（委託元：市民局）
- ・榎本小学校学校体育施設開放事業（委託元：ゆとりとみどり振興局）
- ・東淀川区すきやねん大阪事業（委託元：東淀川区）
- ・大正区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・港区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・東淀川区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）

③ 委託目的の支出とは認め難いもの…233,318 円

返還対象：当該支出金額

- ・大正区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・港区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・東淀川区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）

④ 大阪市への返還を要しないもの

- ・西成同和地区解放会館
- ・市民局同和対策部
- ・旭区老人保健推進事業（委託元：健康福祉局・旭区）
- ・旭区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
- ・新東三国小学校生涯学習ルーム事業（委託元：教育委員会事務局）

- ・大阪市文化振興事業実行委員会事業
- ・大阪文化賞・大阪芸術賞等受賞実行委員会事業

5 返還の考え方について

判断基準に基づく返還にあたっては、本市（委託元）の各所属が、団体（委託先）と調整のうえ取りまとめる。

なお、団体（委託先）の残金以上に返還が生じる事案については、直接関与した職員（個人）のみではなく、当該委託事業に係る関係所属においても責任を負う。

6 改善措置について

(1)返還等の手続きの早期の完了

関係所属間の協力に基づき、早急に手続きを完了する。

(2)団体（委託先）における委託事業に係る書類の保存の義務付け

本市（委託元）からの委託事業に係る書類については、契約書（仕様書）において団体（委託先）における関係書類の保存について明記する。

(3)実績報告書等証拠書類の徴収

実績報告書がなくとも委託事業の実施結果を証明できるものを除いては、実績報告書など具体的な事業実施内容がわかる書類を団体（委託先）へ求めることを徹底する。

(4)業務内容の仕様書への明示

契約の目的と実施する業務の具体的な内容や、委託目的の趣旨に反した支出を認めないことを、本市（委託元）と団体（委託先）との間の契約書（仕様書）に明記するなど、委託契約の透明性の確保に努める。

(5)適切な会計手続きの徹底

外郭団体及び本市内部に事務局を置き、職員が実質的に会計事務を行っている任意団体との委託契約においては、やむを得ず履行確認前に必要な経費を支出する場合でも、概算払により行うものとする。

(6)公金外現金の取扱いルールに沿った事務の実施

本市職員が行う団体事務のあり方について、引き続き検討するとともに、当面、団体事務の処理の透明性の確保のため、公金外現金取扱規程の改正を遅くとも今年度中に行い、関係職員への周知徹底を行う。

平成 20 年度 定期監察（個別課題監察）に係る改善措置等について(概要版)

平成 20 年度定期監察（個別課題監察）について、平成 20 年 8 月から実施してまいりましたが、各局等の内部統制責任者から改善措置の内容が報告されたので、次のとおり取りまとめます。

記

1 「金銭管理について」（計 16 所属）

（1）現金（小口支払基金、切手など）の取扱いについて

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市税事務所における現金保管事務について（財政局） ・小口支払基金及び切手の取扱いについて（中央卸売市場） ・切手、使用料・手数料関係収受金の取扱い及び管理状況について（環境局） ・現金等の取扱いについて（交通局） ・過誤納金の窓口還付の取扱いについて（北区） ・小口支払基金の取扱いについて（大正区） ・切手の取扱いについて（浪速区） ・切手（公金・公金外）の取扱いについて（旭区） ・公金の管理状況について（阿倍野区） ・公金（現金・有価証券）の保管状況について（住之江区） ・窓口収入金の適正管理について（西成区）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「公金安全保管マニュアル」、「小口基金取扱要領」等関係規定の認識が不十分。 ・小口支払基金の支出決議について、支出後まとめてなされている事例があった。 ・手提げ金庫内に多額の現金を保管している事例があった。 ・手提げ金庫の現金の取扱いを複数人で行っていなかった事例があった。 ・手提げ金庫の保管場所に問題のある事例があった。 ・金庫の施錠が不十分な事例があった。 ・釣銭を私金で立替払している事例があった。 ・現金の保管状況に比べて切手等の管理に問題がある。 ・切手の保管枚数が必要以上に多い所属があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係規程の周知徹底を改めて行う。 ・決裁用の帳簿を、確認が容易なように改正する。 ・新たに公金保管に関するマニュアルを独自に作成し、マニュアルに基づき、適正な公金等の保管に努める。 ・金庫の施錠を徹底するとともに、保管場所についても改善を図る。 ・釣銭に対応できるように、両替用の小銭を事前に用意しておく。 ・切手の使用に対し、受払簿の確認印等、日々管理者により確認を行う。 ・切手の残数管理を徹底する。

(2) 市内出張交通費、郵便料金等の支出手続き等について

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料金のより効率的な適正使用について (危機管理室) ・郵便発送時における経費節減について (教育委員会事務局) ・市内出張交通費の適正な支給について (選挙管理委員会事務局) ・適正な市内出張交通費の支給について (西淀川区) ・各担当における市内出張命令と市内出張交通費の支給状況について (平野区)
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「本庁舎における郵便発送に関する事務処理要領」等の関係規定の認識が不十分。 ・庁内通送により送付が可能な外部機関に郵便を出している事例があった。 ・最も安価な郵便の種類により郵送されていない事例があった。 ・市内出張の利用経路が経済的合理的な経路になっていない事例などの誤支給があった。 ・出張命令簿の手続きを経ずに交通費支給調書を作成している事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係規定の周知徹底を改めて行う。 ・効率的な郵便発送を行うよう、所属内の周知を改めて行う。 ・利用経路が経済的合理的な経路になっていない場合など、誤って支給されたものについては、戻入した。 ・出張命令簿の記載のないものについては、速やかに命令簿を記載させるとともに今後記載の徹底を図る。

2 「公文書の作成・管理について」(計9所属)

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の適切な取扱いについて (総務局) ・公文書の管理について (計画調整局) ・文書の管理について (建設局) ・公文書の取扱いについて (消防局、港区、淀川区) ・適正な文書の管理について (市会事務局) ・公文書の適正管理について (東成区) ・公文書の作成・保存について (住吉区)
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「公文書管理規程」、「説明責任を果たすための公文書作成指針」等の関係規程等の認識が不十分。 ・保存年限が過ぎた簿冊を廃棄していない事例があった。 ・文書管理システム上で、綴るべき文書がない簿冊が登録されていたり、簿冊が存在するのに簿冊登録がなされていない事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の適正管理等について、各文書主任を対象に研修を実施し、各文書主任を通じてその内容を各職員に周知徹底を図る。 ・各文書主任において定期的に簿冊の使用状況をチェックする機会を設ける。 ・簿冊登録情報に誤りのあったものについては、修正を行う。

3 「個人情報の取扱いについて」（計8所属）

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の持出しについて（市民局） ・個人情報の取扱いについて （港湾局、ゆとりとみどり振興局、都島区、東淀川区） ・個人情報（届出・申請書）の取得・保管・保存・廃棄について（此花区） ・個人情報の取扱い及び庁内情報利用パソコンの適正利用について（天王寺区） ・個人情報保護に関する取扱いについて（城東区）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護条例」等の関係規定の認識が不十分。 ・個人情報の庁外への持ち出し・持ち帰りに際して、口頭による許可・確認にとどまる事例があった。 ・個人情報取扱い開始届出の内容に変更があったにもかかわらず届けをしていない事例があった。 ・個人情報を記録した書類等の管理が不十分な事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の重要性について、再度周知徹底を図る。 ・個人情報保護責任者に個人情報の取扱いに関する研修等を行い認識を深める。 ・個人情報の持ち出し・持ち帰りに関しては、管理簿を作成するなど、厳格な取扱いを行うことを周知徹底する。 ・個人情報を記録した書類等を、施錠可能なロッカー等へ移動させる。

4 「庁内端末の適正利用について」（計7所属）

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内情報利用パソコンの適正な利用等について（市政改革室、契約管財局） ・情報セキュリティ対策について（健康福祉局） ・情報セキュリティの遵守について（都市整備局） ・庁内情報利用パソコン等の使用状況について（こども青少年局） ・庁内情報ネットワーク利用パソコンの使用状況等について（会計室） ・情報セキュリティ対策の取組みについて（東住吉区）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「庁内情報ネットワーク利用にかかる指針」等の関係規程の認識が不十分。 ・許可されていない外部記憶媒体の利用やCD・FD開放、データの外部持ち出し、未申請ソフトのインストールなどの事例があった。 ・業務以外での利用の事例があった。 ・パスワードの定期的な変更がなされていない事例があった。 ・データファイルをパソコン本体に保存している事例があった。 ・業務上のファイルを自宅パソコンとメールにてやり取りしている事例があった。 ・印刷した重要書類等を自席やプリンタ上に置いたままにしている事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係規定の周知徹底を改めて行う。 ・許可されていない外部記憶媒体の利用やCD・FD開放、データの外部持ち出し、未申請ソフトのインストール他の不適切な使用実態については直ちに是正する。 ・パスワードの定期的変更を行うよう徹底する。 ・データファイルはパソコン本体に保存しない。 ・情報セキュリティ対策について、テーマを決めて所属内でキャンペーンを行う。

5 「市民の声の取扱いについて」（計2所属）

課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民の声の取扱いについて（政策企画室） 「市民の声」の取扱いについて（情報公開室）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 回答期限が守れていない事例があった。 回答案作成の遅滞及び回答案作成にかかる適切な進捗管理が行えていない。 市民の声データベースへの入力に時間を要した事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「市民の声」に関する研修を実施する。 より一層適切な進捗管理を行う。 市民の声データベースへの迅速な入力の徹底を図る。

6 「物品の管理について」（計2所属）

課題	<ul style="list-style-type: none"> 保管品の適正な管理について（水道局） 適正な備品管理について（監査・人事制度事務総括局）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 管理帳票上の数量と、実際の数量の間に差異がある。 備品の登録・廃棄手続きのされていない事例があった。 備品台帳カードが作成されていない事例があった。 備品シールが貼付されていない事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 備品の登録・廃棄手続きを速やかに行う。 備品の適正管理について再度周知徹底を図る。

7 「勤怠管理について」（計2所属）

課題	<ul style="list-style-type: none"> 適正な勤怠の管理について（生野区） 超過勤務命令事務の適正化について（鶴見区）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 出退勤、市内出張におけるカードリーダー打刻忘れ、操作誤りが多い担当があり、また、一部職員に偏りが見られた。 休日出勤の代休について、一週間以内の取得ができていない事例があった。 超過勤務命令簿の記載内容に不明確なものや一部誤りのある事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> カードリーダーの打刻を適正に行うこと、休日出勤の代休取得について、再度周知徹底する。 超過勤務命令事務手続きに遺漏がないよう、周知徹底する。

8 「局が所管する審議会や会議等の議事録の作成について」

課題	<ul style="list-style-type: none"> 局が所管する審議会や会議等の議事録の作成について（経済局）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 議事録に出席者氏名の記載のない事例があった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 会議録の必要項目の記載や保管管理を徹底する。 説明責任を果たす公文書の作成指針や作成基準等の周知を徹底する。

9 「会計関係の事務処理について」

課題	<ul style="list-style-type: none"> 会計関係の事務処理について（福島区）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 一部の帳票に日付がもれていた事例があった。 契約日と納品日が同一日のものがあった。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 所属内の課長会・係長会で、会計関係の事務処理・点検を厳密に行うよう周知した。 事務担当者及び各担当決裁・承認者を対象に事務説明会を開催する。

10 「契約時における「納品書」確認・保管状況について」

課題	・契約時における「納品書」確認・保管状況について（中央区）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書の保管について、周知徹底されていない。 ・紛失により、納品書が保管されていない事例があった。 ・保管方法について、統一した取扱いが定められていない。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・購入物品の検査体制を強化した。 ・納品書の保管については、物品は物品買入検査調書綴に、事業請負については事業請負検査調書綴に編刷保管している。 ・年度末に各所管担当課で保管している各調書の点検を行う。

11 「火災・震災発生時における市民の安全、公用財産の保護等への対応」

課題	火災・震災発生時における市民の安全、公用財産の保護等への対応（西区）
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室の書庫、ロッカーの多くが置いてあるだけで、転倒防止措置がなされていない。 ・消火器、消火栓、非常ベルの設置場所、防火扉の場所、避難誘導経路、区自衛消防組織における各自の担当についての認知度が低く、災害発生に対する職員の意識の向上が重要である。
改善措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種防火装置の設置場所、避難誘導経路、災害発生時の各自の担当をまとめた資料を全職員に周知する。 ・書庫、ロッカー等の転倒防止措置について関係局へ照会、先進事例の収集を行う。

平成 21 年 1 月 23 日

随時監察（公金支出に関する内部監察）の結果について

○監察課題

「分担金の支出手続等について」

○分担金とは

契約等に基づき他の地方公共団体、私人又は任意団体に対して本市が分担しなければならないもの。共催分担金及び割当的なもの等。その他別に定める分担金を除く。

○課題決定の背景

本市の支出する分担金については、件数・総額が大きいですが、その性質は多岐にわたっており、本市としての共通の支出手続等が明確に確立されていない現状を踏まえ、支出手続等の透明性を高めるため、平成 19 年度における支出手続等を調査した。

○調査対象

平成 19 年度に、一般会計・政令等特別会計において、19 節 4 細節の「分担金」として支出されたもの全件（会計間・局間の内部取引を除く）

○総数

27 所属 526 件 総計 6,698,997,252 円

○監察の結果及び改善策

法令等に反するような不適正な支出手続は認められなかった。ただし、事務手続きの改善という意味から、次のような課題が見受けられた。

	課 題	改 善 策
1	分担金の金額や割合を規定した協定書等が存在しないもの (48件/526件、9.1%)	協定書等の文書により、本市の分担すべき金額をあらかじめ取り決める
2	①分担金の支出先である団体等から実績・収支報告がないもの (32件/526件、6.1%) ②さらに、実績・収支報告に加え、団体等が監査を受けていないもの (10件/526件、1.9%)	①支出先団体等へ実績・収支報告を行うことを求める ②実績・収支報告については、団体等が監査を受けていることが望まれる
3	概算払を行っているにもかかわらず、協定書等に精算規定がないもの (37件/526件、7.0%)	協定書等に精算規定を設けることについて協議を行う
4	本市のみが分担金を支出しているもの(団体運営経費、イベント等事業経費のみ) (25件/343件、7.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金や委託料で支出すべきものは支出科目の変更を求める ・ 他団体が物的・人的貢献をすることで役割分担を行っているものについては、協定書等で役割分担を明確化する
5	分担金の支出先団体である団体等における繰越金があるもののうち、 ①その額が1000万円以上であり、歳出規模の5割以上のもの (5件/343件、1.5%) ②平成19年度で本市の分担金支出が終了しているもの (7件/343件、2.0%)	①繰越金の事業規模に占める割合や繰越理由を確認した上で、分担する金額又は実施する事業等の見直しについて協議を行う ②繰越金の返還の必要性や今後の用途等について、他の分担団体等と協議を行う

なお、上記改善策の内容を盛り込んだ指針を策定し、周知する。

分担金の支出手続等に関する指針

1. 協定書等の作成

- ・分担金の対象等についての考え方を十分に協議の上、その金額や割合について、協定書・契約書において明確に規定し、他の分担者及び支出先の団体等との間で予め取り決める。
- ・協定書・契約書によりがたい場合には、本市が参画する実行委員会・協議会等の規約や予算書案、その他の文書によって予め取り決める。

2. 実績報告書及び収支報告書

- ・分担金の対象となる事業等が完了したときは、実績報告書や収支報告書の提出を受ける。
- ・分担金支出先の団体等が監査を受けるように努める。

3. 概算払の精算規定の設置

- ・本市が分担金を「概算払」の方法により支出する場合は、協定書等に精算規定を設け、他の分担者及び支出先の団体等との間で予め取り決める。

4. 団体運営経費・イベント等事業経費に対する分担金の取扱い

(1) 本市のみによる分担金の支出

- ・団体運営経費やイベント等事業経費に対する分担金については、他の分担者とともに複数で支出することが原則であるが、本市1団体だけが金銭を支出し、他の分担者は金銭に代わる人的・物的分担を行っている実態がある場合は、各々の役割分担について協定書等に明記して他の分担者及び支出先の団体等との間で予め取り決める。
- ・こうした協定書等による取り決めのない本市1団体だけの金銭支出については、分担金としてではなく補助金や委託料として支出し、補助要綱の制定や委託契約など所要の手続をとる。

(2) 分担金支出先の団体等における繰越金

- ・団体運営経費やイベント等事業経費に対して分担金を支出し、支出先の団体等において多額の繰越金が発生した場合は、繰越額が事業規模に占める割合や繰越理由を確認したうえで、今後の分担金の金額や対象事業規模等の見直しについて、他の分担者及び支出先の団体等と協議を行う。
- ・本市が分担金の支出を既に終了しているもので、支出先の団体等に繰越額が発生している場合は、支出先の団体等が存続し事業等を継続しているものであっても、繰越金に含まれる分担金の返還の要否や今後の用途等について、他の分担者及び支出先の団体等と協議を行う。
- ・協定書等において、予め、繰越金の扱いを定めておくことが望ましい。

コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の開催状況

《平成 20 年度実績》

◎集合型研修

（局部長級）

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	1 月 6 日（火）	9：00～11：30	石原 俊彦 （関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授）
第 2 回	1 月 6 日（火）	14：30～17：00	
第 3 回	1 月 19 日（月）	9：30～12：00	
第 4 回	1 月 19 日（月）	14：30～17：00	

（課長・課長代理級）

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	2 月 2 日（月）	10：00～12：00	布施 裕 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 2 回	2 月 2 日（月）	14：00～16：00	野村 太爾 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 3 回	2 月 3 日（火）	10：00～12：00	西村 健 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 4 回	2 月 3 日（火）	14：00～16：00	本多 重夫 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 5 回	2 月 4 日（水）	10：00～12：00	和田 徹 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 6 回	2 月 4 日（水）	14：00～16：00	大西 寛文 （公認会計士・不適正資金問題再発防止策連絡会議外部専門家）
第 7 回	2 月 5 日（木）	10：00～12：00	西村 健 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 8 回	2 月 5 日（木）	14：00～16：00	野村 太爾 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 9 回	2 月 10 日（火）	10：00～12：00	和田 徹 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 10 回	2 月 10 日（火）	14：00～16：00	本多 重夫 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）
第 11 回	2 月 12 日（木）	10：00～12：00	布施 裕 （弁護士・大阪市リーガルサポーター）

第12回	2月12日(木)	14:00~16:00	大西 寛文 (公認会計士・不適正資金問題再発防止策連絡会議外部専門家)
------	----------	-------------	--

(係長級)

回次	月 日	時 間	講 師
第1回	1月9日(金)	10:00~12:00	本多 重夫 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第2回	1月9日(金)	14:00~16:00	布施 裕 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第3回	1月14日(水)	10:00~12:00	和田 徹 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第4回	1月14日(水)	14:00~16:00	西村 健 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第5回	1月15日(木)	14:00~16:00	本多 重夫 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第6回	1月16日(金)	10:00~12:00	和田 徹 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第7回	1月16日(金)	14:00~16:00	西村 健 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第8回	1月22日(木)	10:00~12:00	大西 寛文 (公認会計士・不適正資金問題再発防止策連絡会議外部専門家)
第9回	1月22日(木)	14:00~16:00	野村 太爾 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第10回	1月23日(金)	10:00~12:00	西村 健 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第11回	1月23日(金)	14:00~16:00	布施 裕 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第12回	1月26日(月)	10:00~12:00	布施 裕 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第13回	1月26日(月)	14:00~16:00	大西 寛文 (公認会計士・不適正資金問題再発防止策連絡会議外部専門家)
第14回	1月27日(火)	10:00~12:00	森末 尚孝 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第15回	1月27日(火)	14:00~16:00	森末 尚孝 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第16回	1月28日(水)	10:00~12:00	森末 尚孝 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第17回	1月28日(水)	14:00~16:00	森末 尚孝 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第18回	1月29日(木)	10:00~12:00	大西 寛文 (公認会計士・不適正資金問題再発防止策連絡会議外部専門家)
第19回	1月29日(木)	14:00~16:00	野村 太爾 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)

第20回	1月30日(金)	10:00~12:00	和田 徹 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)
第21回	1月30日(金)	14:00~16:00	布施 裕 (弁護士・大阪市リーガルサポーター)

◎グループ討論型研修

回次	月 日	時 間	講 師
第1回	1月13日(火)	9:15~12:15	道幸 尚志 (監査・人事制度事務総括局 監査部特定課題監査担当課長、 公認会計士)
第2回	1月13日(火)	14:30~17:30	
第3回	1月19日(月)	9:15~12:30	
第4回	1月19日(月)	14:30~17:30	

資料6

リーガルサポーターズ相談件数一覧表(平成20年度)

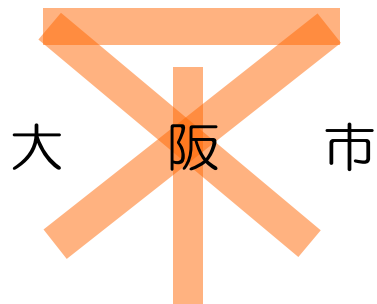
(単位:件)

相談内 相談年月	民事一般	不動産	契 約	人事労務	損害賠償	行政対象暴力	債権回収	損失補償	行政処分	計
平成20年4月	1	1	0	0	4	0	0	0	1	7
平成20年5月	1	6	1	1	4	0	2	0	1	16
平成20年6月	0	4	2	0	2	1	0	0	0	9
平成20年7月	0	0	8	1	5	0	1	0	2	17
平成20年8月	3	2	6	0	4	0	0	1	1	17
平成20年9月	0	5	2	0	2	2	0	0	3	14
平成20年10月	0	0	9	2	6	1	1	0	1	20
平成20年11月	2	3	1	0	1	0	2	0	1	10
平成20年12月	0	5	3	2	1	0	1	0	1	13
平成21年1月	3	1	2	0	0	0	1	0	1	8
平成21年2月	2	5	5	0	5	0	2	0	3	22
平成21年3月	1	4	6	1	2	1	0	0	5	20
平成20年度計	13	36	45	7	36	5	10	1	20	173

※同一案件の相談が複数回にわたり、月をまたいだ場合は、初回の相談月にカウントしている。

大阪市コンプライアンス推進行動計画
《平成20年度》

平成20年5月



目 次

はじめに	…	2
◎職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく制度		
1 公益通報制度	…	4
2 不当要求行為に対する対応	…	5
◎組織としてコンプライアンスを推進するための体制		
3 内部統制体制	…	7
4 内部監察	…	8
5 リーガルサポーターズ制度	…	9
6 コンプライアンス相談制度	…	10
◎職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるための取組み		
7 職員の意識改革	…	11

参考

年間スケジュール表

はじめに

大阪市では、平成 18 年 4 月に「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を施行し、「公益通報制度」を設置し、「不当要求行為に対する対応」を定めるとともに、これらを審査する第三者機関として「大阪市公正職務審査委員会」を設置しました。

そして、コンプライアンスを組織として推進するために、市長を最高内部統制責任者、局区長を内部統制責任者とした「職員等の公正な職務の執行の確保のための内部統制に関する規程」を平成 18 年 4 月に、また、職員自身が主体的・積極的にコンプライアンスを推進していくための「内部監察規程」を平成 18 年 5 月にそれぞれ施行しました。

また、大阪府警察と連携した行政対象暴力対策を行うとともに、職員のコンプライアンス意識の向上を図るための研修等の取組みを進めているところです。

「コンプライアンス推進行動計画」はコンプライアンスを推進するために行う、これらの制度の運用の方向性や、職員の意識改革を図るための各種取組みについての年次計画書です。

平成 20 年度も、コンプライアンスを推進するために積極的に取り組んでまいります。

◎職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく制度

1 公益通報制度

- (1) 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく公益通報制度
- (2) 大阪市公正職務審査委員会による審議完了案件の概要公表（随時）

2 不当要求行為に対する対応

- (1) 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく不当要求行為に対する対応
- (2) 行政対象暴力対策連絡協議会の開催（平成 20 年 7～8 月頃）
- (3) 行政対象暴力対策研修の実施（平成 20 年 4 月～）

◎ 組織としてコンプライアンスを推進するための体制

3 内部統制体制

- (1) 内部統制連絡会議の開催（随時）
- (2) 内部統制連絡会議幹事会議の開催（随時）

4 内部監査

- (1) 内部監査（定期監査）の実施（平成 20 年 4 月～）
- (2) 内部監査（定期監査）の結果の公表
（共通課題監査…平成 20 年 6 月頃、個別課題監査…平成 21 年 1 月頃）
- (3) 随時監査の実施（随時）

5 リーガルサポーターズ制度

6 コンプライアンス相談制度

◎ 職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるための取組み

7 職員の意識改革

- (1) 会計におけるコンプライアンスに関する取組みの実施
（平成 20 年 6 月～）
- (2) コンプライアンスに関する研修の実施（平成 20 年 9 月～）
- (3) コンプライアンス推進強化月間の取組み（平成 20 年 9 月）
- (4) コンプライアンス講演会の開催（平成 20 年 9 月）
- (5) コンプライアンスに関する e-ラーニングの実施（平成 20 年 9 月～）
- (6) コンプライアンス検定の実施（平成 20 年 5 月・9 月）
- (7) その他

●職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく制度

「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に規定する制度の適切な運用を行い、コンプライアンスを推進します。

1 公益通報制度

(1) 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく公益通報制度

大阪市では、「公益通報制度」を実施しています。

公益通報制度とは、本市職員等の職務の執行に関する事実であって違法又は不適正なものについて、広く通報を受け付け、大阪市公正職務審査委員会の指示のもと、事実調査を行い、大阪市公正職務審査委員会からの勧告に基づき是正を図るとともに、公益通報者等の保護を図る制度です。

この制度の運用を通じて、コンプライアンスを推進していきます。

《取組みの具体例》

- * 意見を付して処理を終了した案件のフォローを行う。
- * 調査について、事務局である監察部の権能のあり方を検討する。

(2) 大阪市公正職務審査委員会による審議完了案件の概要公表（随時）

「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」では、毎年1回、条例の運用状況を取りまとめ、発表することとされていますが（第31条）、積極的な情報開示の観点から、審議が終了する前においても、大阪市公正職務審査委員会が必要と認めるものについては、勧告内容を公表することができます（第9条第6、7項）。

勧告内容等を積極的に公表することで、類似事例の是正や当該事実の発生・再発防止を図る効果が見込めます。

《取組みの具体例》

- * 大阪市公正職務審査委員会において審査した結果、市長などに対してなされた「勧告」について、その是正措置を確認し、その状況を公表するなどして、関係局等の対処を促す。
- * 調査しないこととした案件について、その内容を公表し、通報者が通報するに当たって、留意する事項について周知する。

2 不当要求行為に対する対応

(1) 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づく不当要求行為に対する対応

「不当要求行為」とは、脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他の不穏当な言動により、又はその地位を利用し、若しくはその権限に基づく影響力を行使して、本市職員に対し、不適正にその職務上の行為をし、又はしないことを求める行為その他の不正な手段によって本市職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいいます。（条例第2条第9項）

大阪市では、職員に対する不当要求行為があった場合、職員は拒否するとともに、市長など本市の機関への報告、内容の記録等の対応をすることとしています。

条例に基づく不当要求行為に対する対応を通じて、コンプライアンスを推進していきます。

《取組みの具体例》

- * これまでに報告のあった事例などを参考に、代表的な対応方法の事例集の作成を行う。

(2) 行政対象暴力対策連絡協議会の開催（平成20年7～8月頃）

「不当要求行為」の一種として「行政対象暴力」と定義される行為があります。

「行政対象暴力」とは、「暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等及び社会運動等標榜ゴロをいう。）又は右翼が、不正な利益を得る目

的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為」を言います（平成 14 年 警察庁定義）。

大阪市では、本市における暴力団等からの不法・不当要求事案の予防及び排除を目的として、大阪府警察の協力を得て、「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会」を設置しています。

市長を会長、副市長を副会長とし、大阪府警察から大阪市警察部長を副会長に、刑事部長、大阪府暴力追放推進センター専務理事及び大阪弁護士会民暴委員会委員長を顧問に迎え、行政対象暴力対策を推進していきます。

平成 20 年度については、7～8 月を目途に「協議会」を開催するとともに、連絡調整を目的とした「幹事会」、各区と所轄警察署により設置した「区役所部会」を随時開催するとともに、暴力団関係企業として大阪府警察から通報があったものなどの審査を行う「契約部会」の開催など、連携した取組みを図ります。

《取組みの具体例》

* 協議会、幹事会、区役所部会、契約部会を開催し、その状況をホームページ等で公表する。

(3) 行政対象暴力対策研修の実施（平成 20 年 4 月～）

大阪市では、大阪府警察から派遣されている現職警察官を中心として、窓口対応の職員等を対象とした行政対象暴力に関する研修を実施しています。

引き続き、平成 20 年度も研修を実施し、行政対象暴力に対応するために必要な取組みを強化します。

《取組みの具体例》

* 各所属の事例に応じた実演形式（ロールプレイング）を引き続き取り入れ、効果的な研修を行う。

● 組織としてコンプライアンスを推進するための体制

市全体、局及び区ごとにコンプライアンスを推進するための体制を整備し、自律的に職務をチェックする組織風土の形成を図ります。

3 内部統制体制

大阪市では、「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」を施行し、市長を「最高内部統制責任者」、副市長・収入役を「副最高内部統制責任者」、局長・区長等を「内部統制責任者」と位置付け、コンプライアンスを推進するうえでのそれぞれの使命と責任を明らかにすること等により、本市がコンプライアンスを推進していくために必要な体制を定めました。

大阪市では、この体制を活用して、内部監察やコンプライアンス研修等を実施し、コンプライアンスの推進を図っていきます。

また、大阪市には、現在、25の局等（※）と24の区役所があります。コンプライアンス推進のためには、これらの局・区等においても主体的に独自の取組を行っていく必要があります。

そこで、「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」では、局長・区長等を「内部統制責任者」と位置付けたうえで、その「内部統制責任者」を中心として、局・区等の内部のコンプライアンス推進組織を置くこととしています。

（※）ここでは、中央卸売市場、危機管理室においても内部統制体制を置くため、これらを局等に含めています。

《取組みの具体例》

- * 内部統制体制をより強固なものにするため、連絡会議や幹事会議を随時開催するとともに、内部統制体制を活用した内部監察・コンプライアンス研修等の取組みを推進する。
- * 局等における内部統制連絡会議の開催状況を把握し、局区におけるコンプライアンス推進に関する取組みを集約する。
- * 各種調査における職員の調査への協力義務のあり方について検討する。

(1) 内部統制連絡会議の開催（随時）

「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」では、市長が局長・区長等にコンプライアンスの推進のため必要な指示を出すことや、局長・区長相互間でコンプライアンスについての重要な情報を共有するための、「内部統制連絡会議」を設置しています。

大阪市では、内部統制体制を積極的に活用するため、必要に応じて内部統制連絡会議を開催し、局長・区長相互間でコンプライアンスについての重要な情報の共有を図ります。

(2) 内部統制連絡会議幹事会議の開催（随時）

「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」に基づき、幹事（各局等のコンプライアンス所管担当課長）をもって「幹事会議」を開催するし、内部統制に関する連絡調整及びコンプライアンスに関する情報共有を図ります。

4 内部監察

大阪市では、従来からも監査委員や外部監査人による監査の制度がありました。コンプライアンス上問題のあるケースについて、外部からの矯正を待つのではなく、職員自身が主体的・積極的にコンプライアンスを推進していくという観点から、「大阪市内部監察規程」を制定し、各局等の内部統制責任者のもと、職員による内部監察を実施しています。

職員自身がコンプライアンス意識に基づき、自らの業務についての監察に取り組むものであるため、実効性のある調査や改善策が期待できますし、また、職員の意識改革も進むものと期待されるところです。

《取組みの具体例》

- *平成19年度までに実施した内部監察の結果、改善措置の具体実施に努める。
- *各局等に対して、コンプライアンスの観点から問題となる事案が発生したとき、あるいは、そういう事案の発生を未然に防止することを目的として、各内部統制責任者が実施主体となって、随時監察を積極的に実施するなど自主的な活動を促していく。

(1) 内部監察（定期監察）の実施（平成 20 年 4 月～）

「大阪市内部監察規程」では、内部監察を、毎年度行う「定期監察」と、必要に応じて随時行う「随時監察」とに分類しています。

大阪市では、毎年6月を目途に、「定期監察」に取り組んでいますが、平成 20 年度については、4月から「定期監察」のうち「共通課題監察」を実施します。

(2) 内部監察（定期監察）の結果の公表

共通課題監察：平成 20 年 6 月頃

個別課題監察：平成 21 年 1 月頃

「定期監察」の結果は、積極的な情報開示の観点から、既に取り組み中の「共通課題監察」については平成 20 年 6 月頃に、「個別課題監察」については来年 1 月頃を目途に公表します。なお、「随時監察」についても実施した場合には、その都度、結果を公表します。

また、昨年度までに実施した内部監察の結果に対するフォロー（改善措置に対する状況報告等）を行い、措置状況について公表していきます。

(3) 随時監察の実施（随時）

上記の定期監察以外にも、必要に応じて随時監察を実施します。

5 リーガルサポートーズ制度

日々の業務執行においてコンプライアンスを高めていくために、法的な問題を含む案件について、早期に相談を行い、リーガルサポートを受けることで、不祥事につながる可能性の芽を早期に摘み取ってしまうことが大変重要です。

大阪市では、担当職員が、その職務を遂行するにあたって、いつでも法律相談を行い、必要なリーガルサポートを受けられることができる弁護士チームとして「リーガルサポートーズ」を組織し、個々の案件に応じた弁護士によるアドバイスを適宜得られる体制を整えています。

この制度を活用して、日々の業務におけるコンプライアンスの、より一層の推進を図り、適正な事務執行に努めます。

① 積極的な活用の促進

弁護士の増員、相談分野の拡大など制度の拡充に関する情報の周知を図ること
とで、積極的な利用を促します。

② リーガルサポーターズの充実

法律相談の必要性が高いと思われる分野に造詣の深い弁護士をリーガルサ
ポーターズに選任することで、相談体制のより一層の充実を図ります。

《取組みの具体例》

- * サポーターズに相談するポイント(課題・論点)をより明確化させる。
- * 相談事例をもとにした「事例集」を充実させ、類似事例の事務執行の参考とする。

6 コンプライアンス相談制度

大阪市では、職員が日々の業務執行においてコンプライアンス上の問題を感じたときに、それが法令違反なのかどうか、どのように対処すればよいのか、などについて、気軽に相談できる窓口を情報公開室監察部に設置し、必要な対応をとることにより、公正な職務の執行の確保を図るための制度として、「コンプライアンス相談制度」を設けています。

リーガルサポーターズ制度と合わせてコンプライアンス推進のための有力なツールとして定着させ、日々の業務におけるコンプライアンスの、より一層の推進を図り、適正な事務執行に努めます。

《取組みの具体例》

- * リーガルサポーターズ制度と同様に、相談事例をもとに「事例集」を作成し、職員に周知するとともに、類似事例の事務執行の参考とする。

●職員一人ひとりのコンプライアンスを意識を高める取組み

職員自身が職務を公正かつ公平に行うコンプライアンス意識を高めるため、研修の実施など様々な取組みを行います。

7 職員の意識改革

大阪市では、平成 19 年度に不適正資金問題が発生し、その背景として、職員一人ひとりのコンプライアンス意識が希薄であることや、会計知識の不足などの課題が挙げられています。

平成 18 年度から全職員を対象にコンプライアンス研修を実施しているところですが、再発防止の観点から、より一層、職員がコンプライアンス意識を持って職務に取り組むことができるよう、平成 20 年度は次のとおり取り組みます。

(1) 会計におけるコンプライアンスに関する取組みの実施

(平成 20 年 6 月～) **新規**

不適正資金問題の再発防止策の一環として、会計室等と連携して、会計におけるコンプライアンスに関する取組みを実施します。

(2) コンプライアンスに関する研修の実施 (平成 20 年 9 月～)

コンプライアンス推進のためには、職員一人ひとりが自覚を持って、自律的に法令等を遵守するとともに、市民の要請に柔軟に反応して公正で公平な活動を行うことが大切です。

そのため、大阪市では、全職員を対象にして、昨年度に引き続き 9 月から「コンプライアンス研修」を実施します。

《取組みの具体例》

- * 参加型のグループ討論方式の研修を行う。
- * 課長代理級以下の職員に対して外部講師による研修を行う。
- * コンプライアンスに関する職員意識アンケートを行う。
- * 市民と協働したコンプライアンス研修を検討する。

(3) コンプライアンス推進強化月間の取組（平成 20 年 9 月）

昨年度から、毎年9月を「コンプライアンス推進強化月間」としていただるところですが、平成 20 年度についても、講演会の開催などの取組みや各所属においても独自のコンプライアンス推進の取組みを実施するなどして、全職員に対して、更なるコンプライアンス意識の浸透を図ります。

(4) コンプライアンス講演会の開催（平成 20 年 9 月）

コンプライアンス推進強化月間の取組みの一環として、コンプライアンスに関する有識者を招いて、講演会を開催し、より多数の職員に対して直接コンプライアンスに関する知識を学ぶことができる場を設けます。

《取組みの具体例》

* 課長代理級以下の職員についても参加できるよう検討する。

(5) コンプライアンスに関する e-ラーニングの実施（平成 20 年 9 月～）

コンプライアンス推進強化月間の取組みの一環として、職員が、コンプライアンスについて学習することができる学習資料を、庁内ポータルに掲載し、コンプライアンス感覚を習得する簡易版「e-ラーニング」を実施します。

(6) コンプライアンス検定の実施（平成 20 年 5 月・9 月）

職場コンプライアンス研修の一環として、庁内ポータルを利用して、簡易版「e-ラーニング」で習得したコンプライアンス感覚を判定する「コンプライアンス検定」を、年 2 回（5 月・9 月）、全職員対象に実施します。

《取組みの具体例》

- * コンプライアンス検定の実施結果を取りまとめ、受験した職員の全体の中での理解達成度をフィードバックできるよう検討する。

(7) その他

常に職員がコンプライアンスを意識できるよう、上記の研修等以外にも、コンプライアンスハンドブック、コンプライアンスカードの作成・周知や、庁内ポータルを活用などの取組みを進めます。

《取組みの具体例》

- * コンプライアンスハンドブックを改訂する。
- * 庁内ポータルを活用して職員へ啓発を行う。
 - ・ コンプライアンスに関する情報の集約化
 - ⇒ コンプライアンス関連サイトの作成
- * 局区で独自に行っているコンプライアンス推進のための取組みの内容について把握し、職員への周知を行う。